

八戸市いじめ防止対策推進条例 概略

【目的】 第1条

本市におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員並びに保護者の責務等を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。



【基本理念】 第3条

- いじめの防止等の対策は、全ての児童等が互いに理解し合い、生命及び人権を尊重して、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行わなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護及び救済し、並びに安全や安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及びその他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

